

◇愛ロードコミュニティ事業

参加に関すること(参加者のみなさまへ)

Q:だれでも参加できるの？

A:これまでは自治会等(自治会、婦人会、老人会などの住民団体)のみの参加が可能でしたが、平成28年4月1日から県内に事業所がある企業等(社内の職員グループ・サークル等)も参加できるようになりました。「道路除草実施申込書」をご提出ください。

Q:企業等の全員が参加しなくても、申込みはできるの？

A:地域の共有財産である道路について、安全で快適な環境を守る愛ロードコミュニティ事業の趣旨にご賛同いただける企業であれば、企業内のグループやサークル等で参加いただけます。

Q:除草作業実施日の設定は自由？

A:お申込みの際、作業予定期間をご記入ください。

Q:登録後に参加者数を変更する場合はどうすればいいの？

A:特別な手続きは不要です。変更内容を地方局建設部、土木事務所までご連絡ください。

Q:除草にかかった費用はどうなるの？

A:県が算定した額をお支払いします。

Q:どうして制度を改正したの？

A:愛ロードコミュニティ事業は、自治会等(自治会、婦人会、老人会などの住民団体)が、地域で実施している除草作業等を支援する制度です。近年、県民の皆様のボランティア意識の高まりから様々な団体、グループが、道路除草に参加していただいております、より多くの方々が参加しやすい制度とするため参加要件を緩和しました。